

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(□□に「30」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- ② 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください)。
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

性別 女

職業 会社員

屋号・雅号

世帯主の氏名 関東 越郎

世帯主との続柄 妻

生年月日 3/37/08/04

電話番号 〇〇〇-△△△-XXXX

収入金額等 所得金額

パート収入は給与となりますので、これらの欄についても記載する必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「給与所得の源泉徴収票」から左のように転記できます。

収入金額等 所得金額

給与 700,000

所得金額 500,000

所得から差し引かれる金額

医療費控除 50,000

社会保険料控除 380,000

基礎控除 380,000

合計 380,000

所得金額 120,000

第三表⑨欄へ(16ページ)

第三表②⑤欄へ(16ページ)

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払 関東 信子

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

性別 女

職業 会社員

給与 700,000

所得金額 500,000

源泉徴収税額 0

基礎控除 380,000

所得金額 120,000

支払 〇〇株式会社

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

事例2

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

収入金額 4,100,000

所得金額 1,200,000

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額	4,100,000	
その他の収入		
小計	4,100,000	
取得費(取得価額)	2,883,000	
譲渡のための委託手数料	17,000	
小計	2,900,000	
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)		
差引金額	1,200,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)		
所得金額	1,200,000	
本年分差引上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		
繰越控除後の所得金額(※4)	1,200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)などがある場合の「上場株式等」の①から③までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の①欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等」の①欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、②欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※2 ②欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の①欄の金額を限度として控除します。

※3 ③欄の金額は、「上場株式等」の①欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、②欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ④欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、③欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の④欄の金額が同③欄の金額から控除されない場合には、税務署にお知らせください。

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- 3 源泉徴収口座を申告する場合
- 特定口座年間取引報告書
- (注) 申告をする取引が一の特定口座のみの場合
- 「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額」[⑨合計]欄に記載した金額（14ページ参照）と「所得から差し引かれる金額」[②⑤合計]欄に記載した金額（14ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額（380,000円）が⑨欄の金額（50,000円）から引ききれませんから、その引ききれなかった金額（330,000円）を⑥⑤欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を⑦⑩欄に書きます（⑦⑩欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません。）。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円

.....(⑧欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑤⑨	
長期譲渡	一般分	⑥⑩	
特定分	⑥⑩		
軽減分	⑥⑩		
一般株式等の譲渡	⑥⑩		
上場株式等の譲渡	⑥⑩	1200000	
上場株式等の配当等	⑥⑩		
先物取引	⑥⑩		
山林	⑥⑩		
退職	⑥⑩		
総合課税の合計額(申告書第一表の⑨)	⑨	50000	
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の②⑤)	②⑤	380000	
⑨ 対応分	⑦⑩	000	
⑤⑨ 対応分	⑦⑩	000	
⑥⑤ 対応分	⑦⑩	000	
⑥⑥ 対応分	⑦⑩	870000	
⑥⑦ 対応分	⑦⑩	000	
⑥⑧ 対応分	⑦⑩	000	
⑥⑨ 対応分	⑦⑩	000	
⑦⑩ 対応分	⑦⑩	000	

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑩ 対応分	⑦⑩	
⑦⑪ 対応分	⑦⑪	
⑦⑫ 対応分	⑦⑫	
⑦⑬ 対応分	⑦⑬	130500
⑦⑭ 対応分	⑦⑭	
⑦⑮ 対応分	⑦⑮	
⑦⑯ 対応分	⑦⑯	
⑦⑰ 対応分	⑦⑰	
⑦⑱ 対応分	⑦⑱	
⑦⑲ 対応分	⑦⑲	130500
⑦⑳ 対応分	⑦⑳	

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

確定申告書B

FA0124

番号 〇〇〇〇△△△△××××

カナ カントウ ノブ コ

名 関東 信子

別業 社員 屋号 世帯主の氏名 関東越郎 妻

年 3 月 37.08.04 電話 〇〇〇-△△△-××××

再出 損失 修正 特産 特産 整理 番号

課税される所得金額(⑨-②⑤又は第三表上の⑨に対する税額又は第三表の⑨) ②⑥ 000

配当 控除 ②⑦ 130500

(特定増改築等)区分 ②⑧

住宅借入金等特別控除 ②⑨ 00

政支等寄附金等特別控除 ③①

住宅耐震改修特別控除 ③②

住宅特定改修・特定住宅新築等特別控除 ③③

差引所得税額 ③④ 130500

災害減免額 ③⑤

再差引所得税額(基準所得税額) ④① 130500

復興特別所得税額(④①×2.1%) ④② 2740

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(④①+④②) ④③ 133240

外国税額控除 ④④

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ④⑤ 133200

所得税及び復興特別所得税の申告納税額(④⑤-④④) ④⑥

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(④⑤-④④) ④⑦ 133200

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額(④⑤-④④) ④⑧

配偶者の合計所得金額 ④⑨

専従者給与(控除)額の合計額 ⑤①

青色申告特別控除額 ⑤②

所得税・復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 ⑤③

未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑤④

本年分で差し引く繰越損失額 ⑤⑤

平均課税対象金額 ⑤⑥

変動・臨時所得金額 ⑤⑦

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、平成31年(2019年)3月15日(金)までに「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の39ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

③⑧ 差引所得税額

②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③①欄、③②欄、③③欄、③⑤～③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④① 再差引所得税額(基準所得税額)

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④② 復興特別所得税額、④③ 所得税及び復興特別所得税の額

④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④②欄に書いてください。また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④③欄に書いてください。

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額

④③欄の金額から「④④外国税額控除」、「④⑤所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(6、9ページ参照)は給与所得の金額(5万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計125万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者控除」(8ページ参照)の適用は受けられなくなります。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、平成31年(2019年)3月15日(金)までに「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の39ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

